

厚生労働科学研究費補助金等取扱細則 21 に定める収支報告書の提出について  
(平成 22 年 3 月 31 日科発 0331 第 4 号厚生科学課長決定)

(平成 23 年 3 月 31 日 一部改正)

(平成 28 年 3 月 31 日 一部改正)

(平成 29 年 3 月 31 日 一部改正)

障害者自立支援調査研究プロジェクトに係る補助金不正事案を踏まえ、「障害者自立支援調査研究プロジェクトの補助金不正事案を踏まえた再発防止策について」(平成 21 年 12 月 24 日。以下「再発防止策」という。)が取りまとめられたところである。

平成 22 年度以降に交付する厚生労働科学研究費補助金及び厚生労働行政推進調査事業費補助金(以下「補助金」という。)について、再発防止策の「2. 事後的なチェック体制の充実(3) 報告書等の公開」を実施するため、厚生労働科学研究費補助金等取扱細則(平成 10 年 4 月 9 日厚科第 256 号厚生科学課長決定) 21 に規定する収支報告書の提出について、下記のとおり取り扱うこととする。

記

- 1 研究代表者及び補助金の交付を受ける研究分担者(以下「補助金の交付を受ける研究者」という。)は、厚生労働科学研究費補助金等取扱規程(平成 10 年厚生省告示第 130 号)第 17 条第 1 項の規定により厚生労働大臣又は研究費配分機関の長から交付すべき補助金の額の確定通知を受けた日から 30 日以内に、別紙様式により作成した収支報告書を、厚生労働省担当部局又は研究費配分機関へ 1 部提出するものとする。
- 2 補助金の交付を受ける研究者は、1 の提出とは別に、国立保健医療科学院の指示により、その定める期限までに、当該収支報告書をインターネットを用いて「厚生労働科学研究成果データベース報告システム」により登録するものとする。なお、登録いただいた当該収支報告書については、「厚生労働科学研究成果データベース」にて公開されるものとする。
- 3 補助金の交付を受ける研究者が 1 の事務を行うに当たっては、「厚生労働科学研究費補助金等における事務委任について」(平成 13 年 7 月 5 日厚科第 332 号厚生科学課長決定)の規定により、当該事務を所属機関の長に委任するものとする。

附則（平成２８年３月３１日改正）

この変更は、平成２８年度以降の年度分の補助金に適用する。ただし、平成２７年度以前の年度分の補助金については、なお従前の例による。

附則（平成２９年３月３１日改正）

この変更は、平成２９年度以降の年度分の補助金に適用する。ただし、平成２８年度以前の年度分の補助金については、なお従前の例による。